

# 令和5年度第2回東京都入札監視委員会

- 日時：令和6年3月13日（水） 15時30分から17時00分まで
- 会場：東京都庁第一本庁舎南側35階 第二入札室

## ○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者の確認
- 3 資料の説明
- 4 議事進行の説明
- 5 議題
  - <公開>
  - (1) 令和5年度東京都入札監視委員会第2～6回制度部会結果（業界団体との意見交換会）について
  - (2) 令和5年度東京都入札監視委員会第7回制度部会結果（公開審議案件）について
  - (3) 令和5年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会結果（定例審議案件）について
  - (4) 令和5年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会結果（定例審議案件）について
  - <非公開>
  - (5) 令和5年度東京都入札監視委員会第8回制度部会結果（非公開審議案件）について
  - (6) 令和5年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会結果（談合情報処理審査案件）について
- 6 委員の就任に伴う委員会の新体制について
- 7 閉会

## 令和5年度 第2回東京都入札監視委員会 資料一覧

1	出席者の確認 令和5年度第2回東京都入札監視委員会出席者	(資料1)
2	議題	
	(1) 令和5年度東京都入札監視委員会第2～6回制度部会結果 (業界団体との意見交換会) について ・結果	(議案1)  (審議概要)
	(2) 令和5年度東京都入札監視委員会第7回制度部会結果 (公開審議案件) について ・結果	(議案2)  (審議概要)
	(3) 令和5年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会結果 (定例審議案件) について ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案3)  (別紙3-1) (審議概要)
	(4) 令和5年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会結果 (定例審議案件) について ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案4)  (別紙4-1) (審議概要)
	(5) 令和5年度東京都入札監視委員会第8回制度部会結果 (非公開審議案件) について ・当日資料 (非公表) ・結果 (非公表)	(議案5)  (別紙5-1) (審議概要)
	(6) 令和5年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会結果 (談合情報処理審査案件) について ・結果	(議案6)  (審議概要)
3	委員の就任に伴う委員会の新体制について	(資料2)

## 令和5年度第2回東京都入札監視委員会出席者

## 委員会構成員

(五十音順・敬称略)

委員長	日本大学総合科学研究所客員教授	有川博
委員	(元) 会計検査院官房審議官	飯塚正史
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小見康夫
委員	公認会計士	片桐春美
委員	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小池孝子
委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斉藤徹史
委員	(元) 品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲田裕一
委員	弁護士	原澤敦美
委員	東京大学大学院工学系研究科教授	堀田昌英
委員	弁護士	森岡誠

## 都側職員

財務局 経理部長	五十嵐律
財務局 契約調整担当部長	須藤哲
財務局 経理部 契約調整担当課長	臼田多郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	米倉進
財務局 経理部 電子調達担当課長	今村貴博
財務局 経理部 契約第一課長	荒山英之

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和6年3月13日（水）	議案番号	1
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和5年度東京都入札監視委員会第2～6回制度部会結果 （業界団体との意見交換会）について		
審議事項	部会の結果について次のとおり報告する。  (1) 結果について 別紙審議概要のとおり		

令和5年度東京都入札監視委員会第2回制度部会（東京建設業協会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和6年1月24日（木） 東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27
出席委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 齊藤 徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田 裕一 （敬称略・計2名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	一般社団法人東京建設業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（5年経過）」について
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京建設業協会からの要望 ① 働き方改革の推進 ➢ 適正な工期の確保と条件明示 ➢ 週休2日実施に伴う必要経費の引き上げ ➢ 標準歩掛の見直し ➢ 書類の削減・簡素化 ➢ 検査の効率化 ・ 検査書類の削減について ・ 出来高数量計算書の取扱について ・ 出来形管理基準及び工事記録写真管理基準の撮影頻度について ・ 遠隔臨場等による電子検査の積極的活用等について ② 円滑な施工の確保 ➢ 工事請負契約設計変更ガイドラインの徹底 ➢ 工事発注に係る事前協議 ➢ 受発注者のコミュニケーションの改善 ・ 発注者、設計者、施工者による三者会議について ・ 受注者からの質問に対する対応について ③ 入札契約制度の改善 ➢ 総合評価方式における課題 ・ 都発注工事の実績のない企業の受注機会確保について ・ 「配置予定技術者の実績点」等の配点について ・ 「事故及び不誠実な行為の実績点」の減点措置について ・ 「本店又は営業所所在地の実績点」等の配点について ・ 価格点算定式見直し前後の傾向について

- 低入札価格調査制度の厳格な運用
  - 配置予定技術者の最終確認時期について
  - 技術者育成モデル J V 工事について
  - 入札公告時における見積参考資料の提供
- ④ 建設キャリアアップシステムの普及促進
- ⑤ 公共工事代価の前払金における支払限度額及び割合の見直し

(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等

**【委員からの質問等】**

入札契約制度改革 5 年後の状況について、基本的な指標である希望者や応札者が増えており、競争環境が整備されてきていると理解した。

技術者育成モデル J V 工事に関して、中小企業の技術力向上については、大企業と J V を組むことによる方法だけではなく、他の方法でも工夫ができないかと考えているが、都の考え方を伺いたい。

**【東京都の回答】**

技術者育成モデル J V 工事は、大企業が特に有する技術力を中小企業に学んでいただくことを趣旨として、実施しているものである。モデル工事の対象ではない通常の案件においては、中小企業同士での J V 結成も可能なので、状況に応じて技術力を学ぶ機会はあると考えている。

**【委員からの質問等】**

社会的に賃上げが言われている中、建設業界において、元請から一人親方に至るまで現場で働く方々の賃上げが求められているものと思う。業界としては、どのように取り組まれているのか、また、発注者への要望があれば教えていただきたい。

**【業界団体の回答】**

国の総合評価方式で賃上げしている場合には優遇措置を行っているが、基本的には各社が判断しながら対応しており、実際に加点されている事例も多数見られる。

一方、大企業と中小企業の格差が広がる可能性もあるなど、改善の余地はあると思っており、例えば、税制優遇措置で対応するなど別の方策は考えられないか、国に対して働きかけを行っているところである。

以上

[その他]

特になし

令和5年度東京都入札監視委員会第3回制度部会（東京都電設協会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和6年2月1日（木） 東京都庁第一本庁舎北塔 33階特別会議室N6
出席委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 齊藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 （敬称略・計2名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	一般社団法人東京都電設協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（5年経過）」について
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京都電設協会からの要望 ① 現行の工事発注方式の堅持について ② 公共事業の推進について ③ 4週8閉所の実現について ➢ 適切な「概成工期」の設定と指導の徹底 ➢ 全体工期の延長や契約金額の変更（増額） ④ LED化の推進方法について ⑤ 事業者団体との意見交換の継続、その活動に対する協力と支援について ⑥ 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入について ⑦ 価格高騰や資材不足に対する適切な対応について  (2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等 <b>【委員からの質問等】</b> 適切な「概成工期」の設定と指導の徹底については、従来からも提案があったものと思う。本年4月から時間外労働の上限規制が適用され、これまでと環境が変わると思うが、都としては、この状況の変化に応じてどのような対応を考えているのかお聞かせいただきたい。

**【東京都の回答】**

財務局としても働き方改革を考えており、例えば、リモートで材料検査等を実施するような遠隔臨場やインターネット上で書類等のやり取りを実施できるASPを使った情報共有システム、週休2日制での工事発注といった取組を実施していきたいと考えている。

**【委員からの質問等】**

業界としては、中小零細企業が多いという中で、今後も分離・分割発注をご希望ということであるが、契約方式について、一般競争入札や指名競争入札、総合評価など、業界としてはどういった方式が望ましいとお考えなのか、何かあればお聞かせいただきたい

**【業界団体の回答】**

電気工事の場合、現況は一般競争入札よりも指名競争入札の数のほうがかなり多い。東京都電設協会の会員は、Bクラス、Cクラスの会社も多く所属しており、Bクラスの案件はほぼ指名競争入札になっていると思う。現行の発注方式については、会員からもとても良い入札方式との声が上がってきており、協会としても分離発注と合わせて、現行の発注方式を堅持していただきたいと考えている。

以上

[その他]

特になし



令和5年度東京都入札監視委員会第4回制度部会（東京都中小建設業協会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和6年2月1日（木） 東京都庁第一本庁舎北塔 33階特別会議室N6
出席委員	東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 （敬称略・計3名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	一般社団法人東京都中小建設業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（5年経過）」について
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京都中小建設業協会からの要望 ① 入札契約制度改革について ➢ 地場業者の受注機会の確保について ・入札可能業者の限定 ・入札参加者指名基準における指名方法 ➢ 共同企業体工事について ・JV結成義務化について ・技術者育成モデルJV工事の入札参加条件について ・「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」の配点について ➢ 総合評価方式における課題について ・総合評価方式の適用割合について ・基準価格及び特別基準価格の設定について ・「配置予定技術者の実績点」について ・工事成績評定の評価基準について ② 働き方改革の推進「生産性向上に向けての書類簡素化と書類作成期間について」 ➢ 書類の削減・簡素化について ➢ 検査方法の見直しについて ➢ 完了検査の検査内容について ➢ 書類作成期間等について ➢ 1日の施工サイクルについて ③ 公共工事の前払金における支払限度額撤廃について

(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等

**【委員からの質問等】**

事務所発注工事では総合評価方式の割合を減らすという要望であった。総合評価において、実績のない企業の受注が困難という問題については、他の公共発注者でもいろいろな取組がなされている。新規に参入する企業が受注しやすいような取組について、どういったことがほかにも考えられるか、有効でありそうか、ご意見をいただきたい。

**【業界団体の回答】**

都の場合は、企業の技術力のウエイトが7～8割を占めており、企業の信頼性・社会性は2～3割となっている。企業の信頼性・社会性のウエイトが高いものはほかの自治体でも見られる。また、特に技術者についてはチャレンジ型がかなり有効に思う。若手技術者を使うという見直しをしていただけるとありがたい。

**【委員からの質問等】**

都では、発注の平準化に向けて様々な取組を行っているところであるが、今回の要望には特に平準化について触れられていないようである。業界としての最近の受け止めに伺いたい。

**【業界団体の回答】**

特に近年は繰越が柔軟になるなど平準化は非常に進んでおり、数値の面でも改善しているものと認識している。一方、コロナ以降、工事の全体量が減っていると感じているので、1年を通じて活発な発注があるとありがたい。

**【委員からの質問等】**

入札契約制度改革実施後の状況を見ると、参加者は増え混合入札における中小企業も増えている実態はよく分かったが、業界団体からは地場が増えていないという要望があがっている。地場産業の貢献をどうやって評価していくのか、都としての考えをお聞きしたい。

**【東京都の回答】**

地元の建設業の皆様に様々な貢献をいただき、大変ありがたく思っており、地場の中小建設業を育成していくことは、非常に重要と認識している。一方で、都事業を着実に進めていくということも非常に重要であり、そのバランスをいかにとっていくのか、分析やシミュレーションなども行いながら検討しているところである。引き続き、意見交換させていただきたい。

以上

[その他]

特になし

令和5年度東京都入札監視委員会第5回制度部会（東京電業協会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和6年2月5日（月） 東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27
出席委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 齊藤徹史 (元)品川リフラクトリーズ(株)代表取締役副社長 仲田裕一 (敬称略・計2名)
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	一般社団法人東京電業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（5年経過）」について
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京電業協会からの要望 ① 分離発注の継続実施について ② 時間外労働の上限規制への対応に向けた取り組みについて ➢ 適正な工期設定と工程管理について ➢ 現場従事者の負担軽減に関する取り組みについて ➢ 技能者の所得維持における対策について ➢ 公共建築工事共通費積算基準の算定式について ➢ 改修工事における現場調査と調査費用について ➢ 施設の利用を続けながら行う改修工事について ➢ 発注時期の平準化について ③ 継続した発注量の確保について  (2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等 【委員からの質問等】 資料の「分離発注の継続実施について」に関して、分離発注をすることによって、脱炭素への取組やBCP等の社会的要請に対して応えることができるという記載があったが、その趣旨を教えてください。

**【業界団体の回答】**

分離発注であれば、私ども電気工事会社が元請けとして、発注者である東京都と直の契約関係となる。そうすると、発注者側から脱炭素等に関する取組について提案を求められた場合に、建築会社等を介さずにスムーズかつクイックリーに、電気・エネルギーに関して専門である我々電気工事業者に伝わることとなり、そうした要望等に対して応えやすくなるという趣旨である

**【委員からの質問等】**

一般的な人材不足やコストアップに加えて、2024年問題が間近に迫る中、従来の取り決めやルールでは対応できないのではないかと考えている。都として新たな制度の創設や、既存制度の改正などを検討しているのか、教えていただきたい。

**【東京都の回答】**

財務局では2024年問題に対して、現在、監督員等が現場に行くことなくリモートで材料検査や施工状況の確認などを行う遠隔臨場をモデル工事で実施しているほか、情報共有システムを用いてインターネット上で書類等のやり取りを行う取組も実施している。

また、負担軽減に繋がる書類削減に関する取組や週休2日を基本とした工事発注についても現在検討を進めており、詳細が決まり次第、皆様に情報提供させていただく。

以上

[その他]

特になし

令和5年度東京都入札監視委員会第6回制度部会（東京空調衛生工業会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和6年2月5日（月） 東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27
出席委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 齊藤徹史 (元)品川リフラクトリーズ(株)代表取締役副社長 仲田裕一 (敬称略・計2名)
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	一般社団法人東京空調衛生工業会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（5年経過）」について
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京空調衛生工業会からの要望 ① 工事発注量の維持継続について ② 入札契約制度について ➢ 分離発注方式の維持継続 ➢ 混合入札方式の総合評価方式増大 ➢ 主任技術者及び監理技術者の専任要件緩和 ➢ 入札参加資格要件の緩和 ③ 「働き方改革」の推進について ➢ 長時間労働の是正、週休二日制への対応 ➢ 適正な工期の設定 ➢ 適正な予定価格の算定 ➢ 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化） ④ 生産性向上について ➢ 設計図書の精度向上 ➢ 設計変更対応の迅速化 ➢ 現場従事者の負担軽減 ⑤ スライド条項の適用について

(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等

【委員からの質問等】

資料の「入札参加資格要件の緩和」に関して、業界からは、元請・下請の形態に関わらず、実質的な業務内容に違いはないとの説明があった。一方で、下請といっても色々な形態があると思われるが、業界としては、どのような形の下請であればその施工実績を認めてほしいとお考えなのか、教えていただきたい。

【業界団体の回答】

現場運営の中では、建築会社も含めて元請、下請の形態によらず現場のパートナーという位置づけで施工しており、業界としては、元請、下請という枠組の考え方が以前より大分変わってきていると受け止めている。そのため、元請、下請という契約の請負の形態だけではなく、現場運営の実態を考慮してご判断いただきたいと考えている。

【委員からの質問等】

入札契約制度改革5年後の状況によれば、混合入札の導入により希望者数が増え、中小企業の受注金額も増えている中で、JVの希望者数に着目すると数が減っている実態がある。なぜ、JVの参加者数が増えないのか、教えていただきたい。

【業界団体の回答】

従来、東京都の発注ではJV結成が必須の入札条件であったが、昨今は単体でも参加できるようになり、大手企業の間ではわざわざJVを組む必要もないため、JV結成が必須となる発注案件を増やしていただきたい。また、JV結成時の総合評価での加点を現在の1点から増やしていただきたい。

【東京都の回答】

制度改革を踏まえ、JV結成義務化から混合入札という形になっているが、その一方で、中小企業の方が大手から学ぶ機会として、大手と中小でのJV結成を条件とするモデル工事を建築や土木では行っている。

また、JVを結成する重要性は認識しているが、総合評価の加点を増やすことについては、品質確保とのバランス等も踏まえ、慎重に検討する必要があると考えている。

以上

[その他]

特になし

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和6年3月13日（水）	議案番号	2
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和5年度東京都入札監視委員会第7回制度部会結果 （公開審議案件）について		
審議事項	部会の結果について次のとおり報告する。  （1）結果について 別紙審議概要のとおり		

令和5年度 東京都入札監視委員会第7回制度部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年2月9日（金） 東京都庁第一本庁舎南側35階第一入札室
出席委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英</p> <p>愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史</p> <p>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一</p> <p>（敬称略・計3名）</p>
審議事項	工事における総合評価方式について
議案の概要	工事における総合評価方式について、実施状況や制度設計の方向性の概要等について説明を受けた。
委員会による審議結果報告	委員からの意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めることとする。
事務局からの報告	事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	<p><b>【委員からの質問等】</b></p> <p>先日の業界団体との意見交換会では、非常に人手不足な状況で、発注案件が来たとしても、なかなか対応しにくいという印象を受けていた。令和2年度以降の不調率が、令和元年度に比べて急減した理由がもし分かれば教えていただきたい。</p> <p><b>【事務局の回答】</b></p> <p>社会経済状況の動向などもあるかと思うが、この時期に入札契約制度の大きな見直しを行ったことが、不調率の低下につながったものと考えている。</p> <p><b>【委員からの質問等】</b></p> <p>施工能力審査型について、ダンピング対策の効果をより高めるため、価格点の算定方法の見直しを検討することだが、基準価格を下回って入札すると落札できなくなる可能性が更に高くなるということなのか。</p> <p><b>【事務局の回答】</b></p> <p>現状、基準価格を下回って入札した場合に落札できるケースはかなり少ないが、今回の価格点算定式の見直しにより、より落札しづらい状況になると考えている。</p> <p><b>【委員からの質問等】</b></p> <p>諸策によりダンピング対策が取られているのであれば、より安いものをピックアップするのは自然であり、基準価格よりも下回った範囲をわざわざ狭めるような今回の改正の方向性は根拠が薄いように感じる。</p> <p><b>【事務局の回答】</b></p> <p>今後も引き続き検討していく。</p>



**【委員からの質問等】**

企業としては価格と質などのバランスをとって入札に応じているものと思うが、一方で、発注者側は一律の算定式で基準価格を算出している。VFMの考え方からすると、基準価格を下回った落札可能な範囲の最下端に、評価点の山の頂点が来ると思うがいかがか。

**【事務局の回答】**

基準価格は、これを下回ると品質や業界維持の観点から懸念が生じ得るラインと考えているが、いただいたご意見も含めて引き続き検討していきたい。

**【委員からの質問等】**

様々な考え方、解釈の仕方があり得ると思うが、品質と価格のトレードオフの結果として、基準価格の地点にピークが来ているものと考えている。それ自体も様々な議論がある考え方とは思いますが、事務局としては、実際に運用開始後に基準価格よりも低い金額の入札が多く、ダンピング対策としての抑止力が弱まっているのではないかという懸念を持っているものと思う。

そこで提案としては、仮に、そのピークが基準価格にあるとして、基準価格よりも低い金額で落札をした者が実際の工事で品質がきちんと確保されていたのか、調査をされてはいかがか。また、もう1つの整理の方法として、品確法をはじめとした別途定まる規範等にとつとて、調査基準価格や予定価格が適正かどうか議論する方法もあると感じる。

**【事務局の回答】**

いただいた意見をもとに、再度、研究・調査を行いたい。

**【委員からの質問等】**

(3)「制度設計の方向性」で示された技術提案型について、受発注双方の負担軽減、働き方改革の一環としての改定は結構だと思う。

**【委員からの質問等】**

業界団体との意見交換会の中で、総合評価の適用に関してもそれぞれ立場がありバランスが難しいなと感じたが、新規参入の問題など、今の段階で都として整理されているものはあるか。

**【事務局の回答】**

過去実績を評価する総合評価方式と、新規参入しやすい通常の価格競争をバランスよく発注することが重要と考えている。

**【委員からの質問等】**

国のチャレンジ型などのように、新規参入者を確保するために工夫を行っている公共発注者もいるので、検討してみたいはいかがか。

**【事務局の回答】**

他事例も研究しながら、既存の型をどうしていけばいいか考えていきたい。

[その他]

特になし

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和6年3月13日（水）	議案番号	3
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和5年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会結果 （定例審議案件）について		
審議事項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙3-1のとおり</p> <p>（2）結果について 別紙審議概要のとおり</p>		

# 令和5年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 定例事案等の抽出について

(別紙3-1)

## 1 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2)対象事案 令和4年度の10月1日から12月31日までに契約した工事事案
- (3)事案抽出方針
  - ア 高額・高落札率事案
  - イ 1者入札事案
  - ウ 低入札価格調査事案
  - エ 同一事業者による長期継続受注事案
  - オ 社会的注目事案

## 2 定例事案の対象

上記1により、次の5事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	不調再発注
1	高額・高落札率 1者入札 同一事業者長期	下水道局	下水道局	04-03056	希望制 指名競争入札	設備 工事	電気工事	新河岸水再生センター電気設備 改良工事	令和4年10月5日	令和6年3月7日	事後公表	582,681	536,066	572,000		98.16	2	5	1	株式会社明電舎		
2	高額・高落札率 1者入札	下水道局	下水道局	04-03093	一般競争入札	設備 工事	電気工事	森ヶ崎水再生センター発電設備 再構築その3工事	令和4年12月23日	令和9年1月13日	事前公表	7,781,202	7,158,705	7,780,300		99.98	1	1	1	三菱電機株式会社		○
3	高額・高落札率	財務局	財務局	04-00295	一般競争入札	建築 工事	建築工事	東京都江戸東京博物館(4)改修 工事	令和4年12月15日	令和7年2月28日	事後公表	9,103,501	8,375,220	8,895,700		97.71	2	2	2	大成建設株式会社		
4	高額・高落札率 1者入札	財務局	建設局	04-00472	希望制 指名競争入札	土木 工事	河川工事	神田川整備工事(その157)その2	令和4年12月2日	令和6年10月2日	事前公表	490,088		490,088		100.00	2	2	1	大豊建設株式会社	○	○
5	高額・高落札率	水道局	水道局	04-00339	一般競争入札	土木 工事	水道施設 工事	高月給水所から八王子市加住 町一丁目地先間配水本管 (700mm)新設工事	令和4年10月4日	令和7年7月3日	事後公表	2,537,535	2,334,532	2,368,245	2,375,472	93.32	13	13	10	青木あすなろ・ホープ 建設共同企業体		

東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和5年11月20日（月） 都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N6	
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 松本 はるか 弁護士 森岡 誠 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和4年10月1日～令和4年12月31日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	3件	
指名競争	2件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<議案1>（高額・高落札率事案）（一者入札事案）（同一事業者による長期受注事案） 新河岸水再生センター電気設備改良工事 [希望制指名競争入札]	
	Q 毎年に近い頻度で発注をしているとのことだが、それぞれの工事はどのような内容なのか。同じような内容だとした場合、まとめることはできないのか。	A 主に機械設備の老朽化に対応するための別途更新工事に対応する電気設備の工事である。常時稼働する施設で順次異なる部分を工事しているため、まとめることは困難である。
	Q 1回目の入札では予定価格超過となり、2回目で落札されている。落札者以外は応札しない状況が続く中、競争性の確保がうまくいっていない印象を持つが、発注者としての工夫は。	A 詳細に記載した仕様での発注や、発注予定表の公表、希望が少ない場合は業者を任意選定するなど、競争環境の整備に取り組んでいる。
	Q 継続して落札している業者と毎回辞退している業者がいるとのことだが、他の案件で逆の事象が発生していることはないのか。	A 明確に有無を把握はしていないが、複数の会社が希望された上で、ケースとしてはそのようなこともあり得る。一方で、適切な競争が生じるような仕様で発注し、希望が少ない場合は業者を任意選定するなど、競争環境の整備に取り組んでいる。
	Q 本件が長期受注となっている中で、任意指名業者を変えて参入拡大を促すことはないのか。	A これまでも任意指名する業者を変えるなど取り組んでいるが、引き続き工夫をしていく。
	Q 施設の改修や再構築について、長期の	A 局の事業として、5か年の経営計画と

<p>発注予定等を外部に示しているのか。 また、抜本的な再構築は計画されているのか。</p>	<p>して大まかなものを示しているが、年間発注予定表を見てもらうのが、事業者には一番わかりやすいかと思う。 再構築の計画については不確定要素が高く公表できる状況にはないが、今後も予定されていくものとする。</p>
<p>&lt;議案2&gt; (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 森ヶ崎水再生センター発電設備再構築その3工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 再発注に当たり予定価格が増額となっている理由は。 また、再発注につき予定価格が事前公表となった中で、参加者が減ったことについて、ヒアリングはしているのか。</p>	<p>A 再発注に当たり積算をやり直した結果として増額になったものである。 また、再発注では契約締結に至ったため、参加者が少なかったことについてヒアリングは行っていない。</p>
<p>Q 予定価格の増額理由は、為替レートの影響でガスタービンの値段があがったとのことだが、詳細は。</p>	<p>A 初回発注時の見積もり徴取後にウクライナ侵攻が発生し、大幅な為替レートの変動等が発生したことが要因である。非常に特殊な状況であったと認識している。</p>
<p>Q ガスタービンが輸入とのことだが、特定の国あるいは製造業者のものを入れることが既定だったのか。</p>	<p>A 発電機は受注者が買い納入することになるが、発電量の大きさや建物の大きさ等の条件に合うものとなると、特定の機器になってしまうと認識している。</p>
<p>&lt;議案3&gt; (高額・高落札率事案) 東京都江戸東京博物館(4)改修工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q スーパーゼネコン2者により競争がなされた事案だが、このような大規模・特殊な工事において予定価格はどのように算定しているのか。 また、参考見積りに当たっては、入札参加が見込まれる者からも見積りを徴取するのか。</p>	<p>A 基本的には他の工事と同様に積算を行い、予定価格を算出している。一方で、既存建物の改修工事であることから、特殊な内装の仕上げ等については見積りにより採用した単価により積算している。 単価の採用のための見積りは、材料メーカー等から直接取るため、入札参加が見込まれる施工会社から取ることは無い。</p>
<p>Q 元施工はどこか。 また、外装に関する積算に当たっても、外装に関わる業者にヒアリングをされたのか。</p>	<p>A 元施工は鹿島建設を中心としたJVである。 外装については、概ね積算標準単価があるため、見積等はほとんど取っていない。</p>

<p>&lt;議案4&gt; (高額・高落札率事案) (1者入札事案)          神田川整備工事 (その157) その2 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 希望者が少ない中、これ以前の工事の落札者等を指名しなかった理由は。</p>	<p>A 総合評価方式の希望制指名競争入札においては、任意指名した場合、恣意的であると認識されるおそれがあることから、希望者の中からのみ指名する運用としている。</p>
<p>Q 第1回目は3者参加し、1者のみ2回入札し予定価格超過、第2回目は2者参加し1者のみ入札し落札されている。それぞれの回で、落札者以外の業者は希望したにもかかわらず辞退しており、業者間の調整があるのではないかと思わせられるが、どう考えるか。</p>	<p>A 落札者は、神田川における工事を数多く受注しており、地域的に慣れているという点がある。また、辞退した業者は他の工事の受注の関係で技術者が配置できなくなったことも想定される。業者間で何らかの調整があったとは想定していない。</p>
<p>Q 辞退者が下請に入っていることはないか。</p>	<p>A 下請については確実に毎回確認しているところであるが、そのような事実はない。</p>
<p>Q 本件を総合評価方式で発注した理由は、難易度が高く参加可能な業者数が少ない工事なのか。</p>	<p>A 建設局として、同種の護岸工事はマニュアルに基づいて、原則として総合評価方式により発注するものとしている。          一方で、工事に参加しうる同種類似工事の実績者は多数いるが、本工事の施工環境の困難性などから経験値が高い業者が希望したものと認識している。</p>
<p>&lt;議案5&gt; (高額・高落札率事案)          高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管 (700mm) 新設工事 [一般競争入札]</p>	
<p>Q 非常に参加者が多く落札率も約93%と競争性が高い案件となっているが、その理由をどのように考えているか。</p>	<p>A 多摩地区でシールド工事を発注することがそれほど数がない等の理由から、参加希望者が多くなったものと認識している。</p>
<p>Q 多数の参加者があったことについて、利益率の高さや比較的容易な工事であるといった要因はあるのか。          また、このように多数の参加者があることは珍しいことなのか。</p>	<p>A 利益率については判断しかねるが、発注内容に対して、業者からは技術的に一般的な施工方法により対応可能であると考えた者が多かったのではないかと認識している。          又、多摩地区での同種工事では同様の参加者数となることが多いと認識して</p>

		いる。
	Q 本案件の参加者が多い一方で、他局では希望が少ない案件もあるが、傾向はあるか。	A 知事部局、かつ高い価格帯の案件における傾向ではあるが、建築工事や土木工事に比べ、設備工事においては機器の高騰等もあり参加者が少ない傾向にあると考えている。
委員会による報告又は意見の具申	議案1から議案5について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。	

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和6年3月13日（水）	議案番号	4
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和5年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会結果 （定例審議案件）について		
審議事項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙4-1のとおり</p> <p>（2）結果について 別紙審議概要のとおり</p>		



# 令和5年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 定例事案の抽出について

(別紙4-1)

## 1 談合情報処理に係る事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第六号、東京都入札監視委員会運営要領第七
  - (2)対象事案 2(2)の期間に談合情報処理を行った事案
- 以上に該当する1事案を対象とする。(議案1)

## 2 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2)対象事案 令和4年度の1月1日から3月31日までに契約した工事案件
- (3)事案抽出方針
  - ア 高額事案
  - イ 高落札率事案
  - ウ 1者入札事案
  - エ 低入札価格調査事案
  - オ 同一事業者による長期継続受注事案
  - カ 社会的注目事案

## 3 定例事案の対象

上記2により、次の4事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
2	高落札率事案 一者入札事案	警視庁	警視庁	04-70948	希望制指名競争入札	建築工事	建築工事	警視庁小松川警察署長公舎ほか(4)改築工事	2023/03/06	2024/05/31	事前公表	221,067	203,663	221,067	238,326	100.00	11	10	1	高中建設株式会社			
3	高額事案	水道局	水道局	04-01335	特命随意契約	設備工事	計装装置	和田堀給水所外2か所監視制御設備改造工事	2023/02/24	2025/09/29	事後公表	564,388	-	561,000	-	99.39	-	1	1	メタウォーター株式会社			
4	高落札率事案 一者入札事案	総務局	総務局	04-01795	希望制指名競争入札	建築工事	建築工事	東京都三宅支庁つわぶき職員住宅E棟(仮称)新築工事	2023/03/24	2024/03/07	事前公表	242,000	222,515	242,000	-	100.00	1	3	1	株式会社平善			
5	同一事業者による長期継続受注事案	下水道局	下水道局	04-設-012	希望制指名競争入札	設備工事	電源設備	南部汚泥処理プラント電源設備補修工事	2023/01/04	2023/9/19	事前公表	17,370	15,980	15,980	-	92.00	6	6	2	メタウォーター株式会社			

東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年1月17日(水) 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N6			
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博(部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史※ 公認会計士 片桐春美※ 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子※ 計4名(敬称略) ※印の委員はオンラインによる参加			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	1件	0件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案1>			
	Q 過去の同種案件においても、入札参加者が毎回同じといったことはないか。	A 10者を指名しているが、狭い業界のため、多少は重複することはあっても全者が毎回同じということはない。		
Q 談合情報にあった人物へ直接確認は行ったのか、また、確認にあたり、回答を裏付けるデータ等の提出を求めるといったことはしているのか。	A 企業としての回答を求めため、然るべき立場の人間へ確認をしており、当該人物への直接の確認はしていない。また、確認は口頭での聞き取りにより行っており、データ等の提出は求めている。			
委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に意見はない。			
審議対象期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日			
抽出案件計	4件	(備考)		
一般競争	0件			
指名競争	3件			
随意契約	1件			
委員からの意見	意見・質問		回答	
	<議案2>(高落札率・一者入札事案) 警視庁小松川警察署長公舎ほか(4)改築工事[希望制指名競争入札]			

見・質問、それに対する回答等	Q 資格を満たしていない希望者がいたとのことだが、なぜそうなったのか。	A 案件の公表時に、完成工事高を示しておらず、資格を満たしていない事業者が希望してきてしまった。 現在は、事前にシステムに完成工事高を入力することにより、資格を満たさない希望者に対しては、その旨を表示する機能を利用することで、運用の改善を講じている。
	Q 署長公舎と交番を同時に施工したのはなぜか。	A 既存の署長公舎と交番は別々の位置にあるが、ともに老朽化が進んでおり、今回その2つを隣り合わせで建てられる土地が取得できたため、同時施工とした。
	Q 建替えは数年前から検討していたと思われるが、発注時期が3月になったのはなぜか。	A 本来は令和4年10月に工事を開始する予定であったが、区における計画通知の審査に時間を要したため、発注時期が遅れた。
	Q 既存杭を撤去した契約変更について、当初発注時に既存杭の存在は分からなかったのか。	A 用地取得時に既存杭があることは把握しており、新築する建物の杭が既存杭と干渉する箇所は引き抜くよう設計していたが、現場で試掘を行ったところ、引き抜くことが困難であり、工法を変更する必要が生じたため、契約変更を実施した。
	意見：予定価格の事前公表を続けるのであれば、1者入札となった原因を分析し、その改善を図っていただきたい。 その際、不参の理由確認にも努めていただきたい。	
<b>&lt;議案3&gt; (高額事案)</b> 和田堀給水所外2か所監視制御設備改造工事[特命随意契約]		
Q 当初の設備設置は入札を行い、その後、特命随意契約で改造を実施しているが、入札ではできないのか。また、制御装置のプログラムの所有権は設置会社にあるのか。	A 今回の案件は改造工事であり、入札によることはできない。 プログラムは各社の独自ノウハウであり、設置会社の知財である。	
Q 東京都がプログラムを購入しているにも関わらず、内容を開示できないのはおかしいのではないか。	A プログラムを購入しているのではなく、給水所の運用にあたり必要な機能が、正常に動作することを求めている。	

<p>Q 本件契約は特命随意契約であるが、その金額の妥当性はどのように判断しているのか。</p>	<p>A 同一条件で他社から徴取した見積りと比較し、妥当な金額であると判断した。</p>
<p>意見：特命随意契約の理由書は、専門的知識を持たない人でも理解でき、その妥当性を判断できる記載とするよう務めていただきたい。</p> <p>また、情報システム関係について、ベンダーロックインを避けるべく、発注者において、システム・ノウハウの把握など次回発注での競争性確保に繋がる取組について検討いただきたい。</p>	
<p>&lt;議案4&gt; (高落札率・一者入札事案) 東京都三宅支庁つわぶき職員住宅E棟(仮称)新築工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 三宅島の工事であり、島内事業者に限られる中で競争性を確保する工夫は行っているか。</p>	<p>A 島内の他の発注機関や支庁内の発注部署間で情報共有し、工事発注時期の調整に取り組んでいる。</p> <p>また、分かりやすい仕様書作りに取り組むとともに入札手続中の質問に迅速に回答するなど、できるだけ多くの事業者に入札してもらえるよう努めている。</p>
<p>Q 島内事業者を指名しているが、島外事業者を探すことは困難か。また、島外事業者の希望に制限をかけているのか。</p>	<p>A 島内事業者の技術力の向上や技術者の育成のために、島内事業者を優先して指名している。</p> <p>また、島内事業者は島の自然環境を熟知しており、かつ、人や資機材の手配面で有利であるため、まずは島内事業者を指名することとしている。</p> <p>なお、希望時に島外事業者に制限をかけるようなことはしていない。</p>
<p>Q 落札率が100%となったことについて、その原因はどのように分析しているか。また、競争が働いていないことを事業者が察知するような環境になっていないか。</p>	<p>A 支庁としては、適正な契約手続を行っており、その結果としてこのような形となった。</p> <p>また、競争が働いていないと事業者が察知する環境にあるかは分かりかねるが、辞退者へのヒアリング等、競争性を高める努力は進めていく。</p>
<p>Q 共通の課題を抱える島しょ部において、競争性確保に向けた検討の場や課題</p>	<p>A 職員住宅の建設に関しては、各支庁の担当者間で意見交換会などを定例的</p>

<p>に対する指導、ガイドラインの提示などといった取組はあるのか。</p>	<p>に実施している。 また、入札監視委員会の機会などを通じて、関係部署との意見交換や注意喚起に取り組んでいる。</p>
<p>意見：島しょ案件における競争性の確保に向け、引き続き意見交換を進め、具体的な対策を検討いただきたい。</p>	
<p><b>&lt;議案5&gt; (同一事業者長期継続受注事案) 南部汚泥処理プラント電源設備補修工事 [希望制指名競争入札]</b></p>	
<p>Q 最低制限価格で入札、くじ引きとなっているが、予定価格を事前公表すると、最低制限価格が分かるようになっているのか。</p>	<p>A 最低制限価格は入札前には公表していないため、本件は各事業者の積算の結果として同額となった。</p>
<p>Q 正しい型式、製造番号、製造年月が質疑応答で明示されず、見積が困難との辞退理由があるが、これはどういうことか。</p>	<p>A 本工事は装置本体を入れ替えるものではなく、それを構成する部品を交換するものである。正しい型式、製造番号、製造年月については明示してあるので、装置本体の在庫がなくても、必要な部品の在庫があれば工事は可能であり、他の参加者は入札に参加していることから、質疑応答においては適切な対応を行ったと考えている。</p>
<p>Q 最低制限価格の計算方法は公表されており、工事種別の区分さえ間違わなければ、最低制限価格は計算できるのではないか。</p>	<p>A 最低制限価格の計算方法は公表されているが、事前公表された予定価格によって、最低制限価格が自動で計算できるわけではない。</p>
<p>Q 過去3年間の入札について、今回を除くと、同一事業者による1者入札となっているが、その理由をどのように分析しているか。</p>	<p>A 1者入札であったとしても、落札に至ったものについては、詳細なヒアリングは行っていない。 なるべく多く希望いただけるよう、入札により間口を広く構えるというスタンスを取っている。</p>
<p>意見：過去数年、辞退者が多いため、辞退理由の分析にあたってはヒアリングするなど、より詳細な分析をしていただきたい。</p>	

委員会  
による  
報告又  
は意見  
の具申

議案 2 から議案 5 までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、  
個々に付された意見への対応を求める。

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和6年3月13日（水）	議案番号	6
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和5年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会結果 （談合情報処理審査案件）について		
審議事項	部会の結果について次のとおり報告する。  （1）結果について 議案6別紙審議概要のとおり		

東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年1月17日（水） 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N6			
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博（部会長） （元）会計検査院官房審議官 飯塚正史※ 公認会計士 片桐春美※ 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子※ 計4名（敬称略） ※印の委員はオンラインによる参加			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	1件	0件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案1>			
	Q 過去の同種案件においても、入札参加者が毎回同じといったことはないか。	A 10者を指名しているが、狭い業界のため、多少は重複することはあっても全者が毎回同じということはない。		
Q 談合情報にあった人物へ直接確認は行ったのか、また、確認にあたり、回答を裏付けるデータ等の提出を求めるといったことはしているのか。	A 企業としての回答を求めため、然るべき立場の人間へ確認をしており、当該人物への直接の確認はしていない。また、確認は口頭での聞き取りにより行っており、データ等の提出は求めている。			
委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に意見はない。			
審議対象期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日			
抽出案件計	4件	(備考)		
一般競争	0件			
指名競争	3件			
随意契約	1件			
委員からの意見	意見・質問		回答	
	<議案2>（高落札率・一者入札事案） 警視庁小松川警察署長公舎ほか（4）改築工事[希望制指名競争入札]			



見・質問、それに対する回答等	Q 資格を満たしていない希望者がいたとのことだが、なぜそうなったのか。	A 案件の公表時に、完成工事高を示しておらず、資格を満たしていない事業者が希望してきてしまった。 現在は、事前にシステムに完成工事高を入力することにより、資格を満たさない希望者に対しては、その旨を表示する機能を利用することで、運用の改善を講じている。
	Q 署長公舎と交番を同時に施工したのはなぜか。	A 既存の署長公舎と交番は別々の位置にあるが、ともに老朽化が進んでおり、今回その2つを隣り合わせで建てられる土地が取得できたため、同時施工とした。
	Q 建替えは数年前から検討していたと思われるが、発注時期が3月になったのはなぜか。	A 本来は令和4年10月に工事を開始する予定であったが、区における計画通知の審査に時間を要したため、発注時期が遅れた。
	Q 既存杭を撤去した契約変更について、当初発注時に既存杭の存在は分からなかったのか。	A 用地取得時に既存杭があることは把握しており、新築する建物の杭が既存杭と干渉する箇所は引き抜くよう設計していたが、現場で試掘を行ったところ、引き抜くことが困難であり、工法を変更する必要が生じたため、契約変更を実施した。
	意見：予定価格の事前公表を続けるのであれば、1者入札となった原因を分析し、その改善を図っていただきたい。 その際、不参の理由確認にも努めていただきたい。	
<b>&lt;議案3&gt; (高額事案)</b> 和田堀給水所外2か所監視制御設備改造工事[特命随意契約]		
Q 当初の設備設置は入札を行い、その後、特命随意契約で改造を実施しているが、入札ではできないのか。また、制御装置のプログラムの所有権は設置会社にあるのか。	A 今回の案件は改造工事であり、入札によることはできない。 プログラムは各社の独自ノウハウであり、設置会社の知財である。	
Q 東京都がプログラムを購入しているにも関わらず、内容を開示できないのはおかしいのではないか。	A プログラムを購入しているのではなく、給水所の運用にあたり必要な機能が、正常に動作することを求めている。	

<p>Q 本件契約は特命随意契約であるが、その金額の妥当性はどのように判断しているのか。</p>	<p>A 同一条件で他社から徴取した見積りと比較し、妥当な金額であると判断した。</p>
<p>意見：特命随意契約の理由書は、専門的知識を持たない人でも理解でき、その妥当性を判断できる記載とするよう務めていただきたい。</p> <p>また、情報システム関係について、ベンダーロックインを避けるべく、発注者において、システム・ノウハウの把握など次回発注での競争性確保に繋がる取組について検討いただきたい。</p>	
<p>&lt;議案4&gt; (高落札率・一者入札事案) 東京都三宅支庁つわぶき職員住宅E棟(仮称)新築工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 三宅島の工事であり、島内事業者に限られる中で競争性を確保する工夫は行っているか。</p>	<p>A 島内の他の発注機関や支庁内の発注部署間で情報共有し、工事発注時期の調整に取り組んでいる。</p> <p>また、分かりやすい仕様書作りに取り組むとともに入札手続中の質問に迅速に回答するなど、できるだけ多くの事業者に入札してもらえるよう努めている。</p>
<p>Q 島内事業者を指名しているが、島外事業者を探すことは困難か。また、島外事業者の希望に制限をかけているのか。</p>	<p>A 島内事業者の技術力の向上や技術者の育成のために、島内事業者を優先して指名している。</p> <p>また、島内事業者は島の自然環境を熟知しており、かつ、人や資機材の手配面で有利であるため、まずは島内事業者を指名することとしている。</p> <p>なお、希望時に島外事業者に制限をかけるようなことはしていない。</p>
<p>Q 落札率が100%となったことについて、その原因はどのように分析しているか。また、競争が働いていないことを事業者が察知するような環境になっていないか。</p>	<p>A 支庁としては、適正な契約手続を行っており、その結果としてこのような形となった。</p> <p>また、競争が働いていないと事業者が察知する環境にあるかは分かりかねるが、辞退者へのヒアリング等、競争性を高める努力は進めていく。</p>
<p>Q 共通の課題を抱える島しょ部において、競争性確保に向けた検討の場や課題</p>	<p>A 職員住宅の建設に関しては、各支庁の担当者間で意見交換会などを定例的</p>

<p>に対する指導、ガイドラインの提示などといった取組はあるのか。</p>	<p>に実施している。 また、入札監視委員会の機会などを通じて、関係部署との意見交換や注意喚起に取り組んでいる。</p>
<p>意見：島しょ案件における競争性の確保に向け、引き続き意見交換を進め、具体的な対策を検討いただきたい。</p>	
<p><b>&lt;議案5&gt; (同一事業者長期継続受注事案) 南部汚泥処理プラント電源設備補修工事 [希望制指名競争入札]</b></p>	
<p>Q 最低制限価格で入札、くじ引きとなっているが、予定価格を事前公表すると、最低制限価格が分かるようになっているのか。</p>	<p>A 最低制限価格は入札前には公表していないため、本件は各事業者の積算の結果として同額となった。</p>
<p>Q 正しい型式、製造番号、製造年月が質疑応答で明示されず、見積が困難との辞退理由があるが、これはどういうことか。</p>	<p>A 本工事は装置本体を入れ替えるものではなく、それを構成する部品を交換するものである。正しい型式、製造番号、製造年月については明示してあるので、装置本体の在庫がなくても、必要な部品の在庫があれば工事は可能であり、他の参加者は入札に参加していることから、質疑応答においては適切な対応を行ったと考えている。</p>
<p>Q 最低制限価格の計算方法は公表されており、工事種別の区分さえ間違わなければ、最低制限価格は計算できるのではないか。</p>	<p>A 最低制限価格の計算方法は公表されているが、事前公表された予定価格によって、最低制限価格が自動で計算できるわけではない。</p>
<p>Q 過去3年間の入札について、今回を除くと、同一事業者による1者入札となっているが、その理由をどのように分析しているか。</p>	<p>A 1者入札であったとしても、落札に至ったものについては、詳細なヒアリングは行っていない。 なるべく多く希望いただけるよう、入札により間口を広く構えるというスタンスを取っている。</p>
<p>意見：過去数年、辞退者が多いため、辞退理由の分析にあたってはヒアリングするなど、より詳細な分析をしていただきたい。</p>	

委員会  
による  
報告又  
は意見  
の具申

議案2から議案5までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。

## 東京都入札監視委員会委員名簿

令和6年3月19日以降

職名	部会	氏名	職業
委員 〔委員長職務代理者 部会長〕	制度	堀田昌英	東京大学大学院工学系研究科 社会基盤学専攻教授
委員	制度	斉藤徹史	愛知大学地域政策学部 地域政策学科教授
委員	制度	仲田裕一	(元)品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長
委員	制度	原澤敦美	弁護士(五十嵐・渡辺・江坂法律事務所)
委員 〔部会長〕	監視①	小見康夫	東京都市大学建築都市デザイン学部 建築学科教授
委員	監視①	木下潮音	弁護士(第一芙蓉法律事務所)
委員	監視①	松本はるか	弁護士(東京国際法律事務所)
委員	監視①	森岡誠	弁護士(兼子・岩松法律事務所)
委員長 〔部会長〕	監視②	有川博	日本大学総合科学研究所客員教授
委員	監視②	飯塚正史	(元)会計検査院官房審議官
委員	監視②	片桐春美	公認会計士(片桐春美公認会計士事務所)
新 委員	監視②	平田京子	日本女子大学家政学部 住居学科教授 【任期】R6.3.19～ R8.3.18

(五十音順)